

春日井市国民健康保険  
運営協議会資料

平成 28 年 10 月 24 日開催

# 1 国民健康保険税課税限度額の改定について

## (1) 改定の要旨

国民健康保険税の課税限度額については、被保険者間の保険税負担の公平の確保と中間所得層の被保険者の負担に配慮するため、平成 28 年 3 月に地方税法施行令が改正され、基礎課税額が「52 万円」から「54 万円」へ、後期高齢者支援金等課税額が「17 万円」から「19 万円」へそれぞれ引き上げられている。

本市においても、地方税法施行令の改正に合わせ、課税限度額を改定するものである。

施行期日 平成 29 年 4 月 1 日

## (2) 改定案

(単位：万円)

区 分	現 行 の 課税限度額	法令上の課税限度額	引上額
		改定後	
基 礎 課 税 額	5 2	5 4	2
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 課 税 額	1 7	1 9	2
介 護 納 付 金 課 税 額	1 6	1 6	変 更 な し
計	8 5	8 9	4

## (3) 改定に伴う保険税の年間増加見込み額

区 分	対象世帯数 (世帯)	対象世帯の 割合 (%)	金 額 (千円)
基 礎 課 税 額	1, 1 0 9	2. 5 %	2 1, 3 2 6
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 課 税 額	1, 2 5 9	2. 8 %	2 2, 3 4 6
計			4 3, 6 7 2

※ 平成 2 8 年 8 月 下 旬 現 在 の 被 保 険 者 ( 医 療 及 び 支 援 4 4, 5 5 8 世 帯 )  
により試算。

## (4) 本市の改定状況の推移

(単位：万円)

年度	基礎課税額		後期高齢者 支援金等課税額		介護納付金課税額		合計	
	限度額 (差額)	法定額	限度額 (差額)	法定額	限度額 (差額)	法定額	限度額 (差額)	法定額
20	47 (0)	47	12 (0)	12	9 (0)	9	68 (0)	68
21	47 (0)	47	12 (0)	12	9 (1)	10	68 (1)	69
22	47 (3)	50	12 (1)	13	9 (1)	10	68 (5)	73
23	50 (1)	51	13 (1)	14	10 (2)	12	73 (4)	77
24	51 (0)	51	14 (0)	14	12 (0)	12	77 (0)	77
25	51 (0)	51	14 (0)	14	12 (0)	12	77 (0)	77
26	51 (0)	51	14 (2)	16	12 (2)	14	77 (4)	81
27	51 (1)	52	16 (1)	17	14 (2)	16	81 (4)	85
28	52 (2)	54	17 (2)	19	16 (0)	16	85 (4)	89

※ 着色部分は、改定年度

(5) 各市の状況

① 基礎課税額

課税限度額 ( )内は法定額	平成26年度 (51万円)	平成27年度 (52万円)	平成28年度 (54万円)
54万円			23市
52万円		23市	12市
51万円	32市	13市	1市
50万円	3市	1市	2市
49万円	3市	1市	—
計	38市	38市	38市

② 後期高齢者支援金等課税額

課税限度額 ( )内は法定額	平成26年度 (16万円)	平成27年度 (17万円)	平成28年度 (19万円)
19万円			23市
17万円		23市	11市
16万円	23市	8市	2市
15万円	—	2市	2市
14万円	11市	4市	—
13万円	4市	1市	—
計	38市	38市	38市

③ 介護納付金課税額

課税限度額 ( )内は法定額	平成26年度 (14万円)	平成27年度 (16万円)	平成28年度 (16万円)
16万円		23市	33市
14万円	23市	8市	2市
13万円	—	2市	2市
12万円	9市	4市	1市
11万円	3市	—	—
10万円	3市	1市	—
—	—	—	—
計	38市	38市	38市

※ 着色部分 は、春日井市の位置

## 「国民健康保険税の課税限度額」について

地方税法 （抜粋）

（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

（国民健康保険税）

## 第七百三条の四

- 5 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち基礎課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。
- 11 第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。
- 19 第十四項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。
- 27 第二十二項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

地方税法施行令 （抜粋）

（昭和二十五年七月三十一日政令第二百四十五号）

（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）

- 第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、五十四万円とする。
- 2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、十九万円とする。
- 3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、十六万円とする。

○春日井市国民健康保険税条例 (抜粋)

(昭和 30 年 8 月 10 日 条例第 17 号)

(課税額)

第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 540,000 円 を超える場合には、基礎課税額は、540,000 円 とする。

3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 190,000 円 を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、190,000 円 とする。